

目次

はじめに . . . 2

1. 福島長期展望と電力市場の構造変化を見据えた持続可能な仕組みの構築 . . . 4

～国の事故対応制度の整備、東京電力の抜本改革

(1) 福島事業を長い目で展望した上での必要な資金規模

① 廃炉、その進展

② 賠償、避難指示解除と自立支援への局面に

③ 除染・中間貯蔵、復興事業とともに

(2) 新たな局面に対応するための東京電力と国の役割分担、東電改革の必要性

2. 電力市場を巡る環境変化

(1) 国内電力市場の成熟と全面自由化の開始

(2) 成長する世界市場を視野に入れた改革が必須

(3) エネルギーの大きな潮流変化をとらえた長期的戦略の必要性

3. 東電改革、2011年の緊急体制から本格的体制を築く

～課題解決に向けた共同事業体を設立、再編・統合を目指す

(1) 経済事業

～他電力と共同事業体を設け、再編・統合を目指しグローバル企業へ

(2) 原子力事業

～発災事業者としての自覚の下、地元本位と安全最優先で信頼回復を

(3) 福島事業

～まずは廃炉・賠償の貫徹、そして国際的なテックノロジー企業へ

(4) 経済事業と福島事業とのブリッジ

4. 実行体制を早期に確立、早期着手を

(1) 東京電力は、次世代への早期権限移譲を実現

(2) 国は、改革実行という視点で関与し、福島事業の安定と経済事業の早期自立を促す

(3) 東電委員会の今後の対応

おわりに . . . 14

参考資料 . . . 16

【参考2】東京電力と国の役割

- ① 国は事故事業者に一時的支援、時間を与え、非連続の経営改革で責任遂行を促す
- ・ 国は事故事業者を一時的に支援（原賠機構による出資と資金繰り支援）。時間的猶予を与え、持続可能で非連続な経営改革を要請、被災地への責任貫徹を実現する。
- ② 事故事業者は、非連続な経営改革を実行、責任を果たす
- ・ 事故事業者は、被災地への責任貫徹の基礎であるという認識の下、非連続の経営改革を行う。廃炉と賠償は毎年の収益から、また、除染は企業価値の向上を通じて対応する。
- ③ 国も被災地復興で前面に立つ
- ・ 事故事業者責任を原則としつつも、国は被災地復興に向けて前面に立つ。被災地復興、電源立地支援、技術的難易度の高い研究開発支援など、国としてなすべき事業を実施する。
- ④ 事故炉廃炉事業を適正かつ着実に実施するための事故炉廃炉管理型積立金制度の創設等を行う
- ・ 事故炉廃炉に関する資金を確保し、事故炉廃炉事業を適正かつ着実に実施するため、管理型積立金制度の創設等を行う。
- ⑤ 事故炉廃炉のため事故事業者の燃料・火力・小売分野の合理化に加え、規制分野である送配電事業の合理化分を優先的に充当する
- ・ 事故炉廃炉事業の適正かつ着実な実施のため、事故事業者の送配電事業合理化分を事故炉廃炉事業に優先的に充当する仕組みを設ける。
- ⑥ 賠償制度が不備な中で福島原発事故が発生したことに鑑み、積立不足分を全需要家から公平回収する仕組みを整備する
- ・ 賠償に係る資金は、事故事業者と原子力事業者の負担金から充当されるという原則は変えない。ただし、原賠機構法に基づく賠償制度は2011年に原賠機構法で追加措置。原発事故への対応に関しては準備不足。この制度不備を反省しつつ、電力の全需要家から公平回収する仕組みを整備する。
  - ・ その際、①上限を福島復興指針（閣議決定）で明確に定め、②消費者の負担増につながらないよう、送配電部門の合理化などにより、総じて託送料金の値上げにならない形とし、③消費者庁からの意見も聞き、独立した取引監視委員会による第三者的チェックを受け、④毎月消費者に届けられる料金明細票に明記する。
  - ・ また、トータルにみて新電力により大きなメリットが生じるよう、新電力の競争力の向上に向け、ゼロエミッション市場や既存の電力会社が持つ安価なベース電源を新電力とも共有できるような制度的措置を講じる。

\* ④、⑤、⑥の措置については、電力システム改革推進のための政策小委員会の中間取りまとめを踏まえて記載。



原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について

〔平成28年12月20日  
閣議決定〕

原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について、別紙  
のとおり決定する。

原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針

平成28年12月20日

はじめに

6. 国と東京電力がそれぞれの担うべき役割を果たす

～賠償、除染、廃炉等に関する中長期的かつ安定的な対応～

1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する

- (1) 帰還に向けた安全・安心対策
- (2) 復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等
- (3) 避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実

2. 帰還困難区域の復興に取り組む

- (1) 帰還困難区域における特定復興拠点等の整備
- (2) 長期避難者の支援

3. 新たな生活の開始に向けた取組等を拡充する

- (1) 双葉郡をはじめとする避難指示区域等の中長期・広域の将来像
- (2) 復興拠点の整備等の加速

4. 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する

- (1) 福島相双復興官民共同チームの体制強化
- (2) 事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組の充実
- (3) 風評被害対策等
- (4) 農林業賠償等

5. 廃炉・汚染水対策に万全を期す

- (1) 予防的・重層的な汚染水対策をはじめとするリスク低減
- (2) 中長期的な廃炉を支える環境整備・体制強化
- (3) 徹底した情報公開を通じた社会の理解促進及び信頼関係強化

6. 国と東京電力がそれぞれの担うべき役割を果たす

- (1) 基本的枠組み
- (2) 交付国債の償還費用の回収
- (3) 東京電力等による取組について
- (4) 国の行う新たな環境整備

おわりに

… P 1

… P 3

… P 9

… P 12

… P 15

… P 20

… P 23

… P 28

(1) 基本的枠組み

先の閣議決定において整理した方針を、基本的に維持する。  
すなわち、被災者・被災企業への賠償は、引き続き、東京電力の責任において適切に行う。また、除染特措法<sup>11)</sup>に基づく除染・中間貯蔵施設事業の費用は、復興予算として計上した上で、事業実施後に、環境省等から東京電力に求償する<sup>12)</sup>。

<sup>11)</sup> 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第110号）。以下同じ。  
<sup>12)</sup> 現時点において、これまでの実績や環境省の試算等によれば、交付国債の発行により対応すべき費用としては、被災者・被災企業への賠償費用は約7.9兆円程度、除染特措法に基づく除染（汚染廃棄物処理を含む、以下同じ。）の費用は約4.0兆円程度（原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年法律第148号）に基づき東京電力に支払われた補償金約0.2兆円による充当分を除いた額）、中間貯蔵施設（建設・管理運営等）の費用は約1.6兆円程度と見込まれる。これらを踏まえ、平成29年度予算において、支援機構に交付する交付国債の発行限度額（現行9兆円）を13.5兆円に引き上げる。  
なお、上記の費用見込みは、上記の交付国債発行限度額の算定のためのものであり、被災者への賠償・除染・中間貯蔵施設事業の進捗等を踏まえ、適時に見直しを行う。

東京電力において必要となる資金繰りは、引き続き、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「機構法」）に基づき、支援機構への交付国債の交付・償還により支援することとし、平成29年度予算において、支援機構に交付する交付国債の発行限度額を引き上げる。

廃炉・汚染水対策については、原則として、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要である。そのため、東京電力によるグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金を確保することとする。国は、必要な制度整備を行うとともに、技術的難易度が高く、国が前面に立つ必要がある研究開発については、引き続き必要な支援を行う。

## （2）交付国債の償還費用の回収

交付国債の償還費用の元本分は、原子力事業者の負担金を主な原資として、支援機構の利益の国庫納付により回収される。

支援機構が保有する東京電力株式を中長期的に、東京電力の経営状況、市場動向等を総合的に勘案しつつ、売却し、それにより生じる利益の国庫納付により、除染費用相当分の回収を図る。売却益に余剰が生じた場合は、中間貯蔵施設費用相当分の回収に用いる。不足が生じた場合は、東京電力等が、除染費用の負担によって電力の安定供給に支障が生じることがないよう、負担金の円滑な返済の在り方について検討する。

中間貯蔵施設費用相当分については、支援機構に対し、機構法第68条に基づき資金交付を行う<sup>13</sup>。このための財源は、エネルギー政策の中で追加的・安定的に確保し、復興財源や一般会計の財政収支には影響を与えない。

## （3）東京電力等による取組について

<sup>13</sup> 平成29年度のエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の歳出予算には170億円が計上し、その財源は、エネルギー関係の歳入歳出予算全体を編成する中で捻出する。交付期間は事業期間（30年以内）終了後5年以内までとし、以後の年度においても同様の対応を行い、毎年度必要額を計上する。

東京電力は、過去と決別し、二度と失敗を繰り返さないという強固な決意の下、福島への責任を貫徹するため、必要な資金を捻出できる企業へと生まれ変わることが求められている。

東京電力は、これまでも他社との事業統合及びコスト削減に取り組んできているが、被災者・被災企業への賠償や除染・中間貯蔵施設事業、廃炉など事故に伴う資金需要が増大している一方、構造的に生じている需要減少の中、電力自由化に伴う活発な競争に直面していることを鑑みると、東京電力の競争力確保は未だ途上である。

このため、東京電力は、卸電力市場への電源供出の拡大やより効率的な事業運営を可能とする電力販売契約（PPA）の見直しなどの電力システム改革の貫徹に向けた取組の趣旨を踏まえた取組を、引き続き積極的に推進するとともに、更なる抜本的な体制の見直し、あらゆる分野における他電力を超えた更なる合理化、原子力や送配電事業をはじめとした様々な事業における他社との再編・統合など、従来の発想にはない非連続な経営改革の断行が求められる。

これらの取組を成し遂げることにより、グループ内での最適な役割分担のもと、廃炉のための資金、賠償総額の増加に見合った水準の資金等を確保するとともに、株式価値の増大も通じて福島復興への貢献と国民負担の抑制を実現する。

また、東京電力は、これまでも、国等による復興推進に向けた取組に呼応して、帰還に向けた家屋清掃や除染・中間貯蔵への協力等の取組を行ってきたところであるが、今後とも、事故の当事者としての責任に鑑み、復興のステージに応じた貢献を続けていくことが求められる。同社に対しては、従来の取組をより充実させるとともに、復興拠点等の整備やまちづくり会社による取組への人的貢献、福島相双復興官民合同チームによる営農再開や生きがい創出への支援等の取組への人的・資金的貢献を行うよう求めていく。

こうした東京電力による非連続な経営改革の取組については、東京電力自身が適切なベンチマークを活用して、その進捗状況を確認することとする。支援機構は政府と協議の上で経営改革の進捗について定期的に評価を行い、その結果を踏まえ、支援機構が

保有する東京電力株式の議決権や売却の在り方等についても検討を加える。

また、政府による取組の前提となる東京電力の改革は、前例のない取組であり、金融機関の一段の関与・協力が不可欠と考えられる。これにより、東京電力の改革が確実に実行に移されること  
が担保され、政府による取組とあいまって福島再生を加速することにつながるものである。

#### (4) 国が行う新たな環境整備

国は、今後電力自由化が進展していくなかにも、被災者・被災企業への賠償、インフラ整備・除染等の帰還に向けた環境整備、廃炉・汚染水対策等について、中長期的かつ安定的に実施していくことができるよう、東京電力の改革を前提としつつ、以下の環境を整備する。

被災者・被災企業への賠償については、電力自由化が進展する環境下における受益者間の公平性や競争中立性の確保を図りつつ、国民全体で福島を支える観点から、福島第一原発の事故前には確保されていなかった分の賠償の備え<sup>1)</sup>についてのみ、広く需要家全体の負担とし、そのために必要な送託料金の見直し等の制度整備を行う。

廃炉・汚染水対策については、原則として、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要である。廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に支障を来たすことのないよう、規制料金下にある

送配電事業における合理化についても確実に廃炉に要する資金に充てていくことを可能とすることとし、託送収支の事後評価における特例的な取扱い等を含んだ制度整備を行う。あわせて、支援機構が、廃炉に係る資金を管理する積立金制度を創設する。支援機構が、東京電力による廃炉の実施の管理・監督を行う主体として、  
・廃炉に係る資金についての適切な管理  
・適切な廃炉の実施体制の管理  
・積立金制度に基づく着実な作業管理等  
を行うことにより、今後、長期にわたる巨額の資金需要に対応できる体制を整備し、廃炉の実施をより確実なものとする。

1) 福島第一原発の事故前には確保されていなかった分の賠償の備えは、送配電事業者等によって外生的に発生するものであり、その制度上の取扱いについては適明に整理する。

また、回収する金額の規模は、現在の一般負担金の水準をベースに、1kWあたりの出備を算定した上で、これを前提に、2010年度までの我が国の原子力発電所の毎年度の設備容量等を用いて算出した金額から、回収が始まる2020年前の2019年度末時点までに納付した又は納付することとなる見込まれる一般負担金の合計額を控除した約2.1兆円とし、これを上限とする。

資金の回収に当たっては、適正な託送料金水準を維持していく観点から、年間約600億円程度を、2020年度以降、40年程度にわたって回収していくものとする。